平成２８年（フ）第１８号
青森県十和田市西四番町１番26号　ウェストパレスＣ号
債務者　高屋　早苗（旧姓立崎）
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第２０号
青森県三沢市新町２丁目121番地77号
債務者　長谷川めぐみ
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第８２号
岡山県倉敷市玉島1170番地１　モンブラン玉島102号室
債務者　永田　美幸
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
函館市富岡町２丁目65番９号　203
債務者　浅野　昭人
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１１９９号
大阪府吹田市原町２丁目39番６号
債務者　佐藤　公子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２１２号
大阪府寝屋川市太秦中町14―６―102、住民票上の住所大阪府寝屋川市黒原旭町25番２号
債務者　平岡　大吾
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２３６号
大阪市大正区泉尾３丁目20番28号
債務者　宮部　純奈（旧姓丹生谷）
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３２８号
大阪府豊中市城山町１丁目９番１号　さわ病院内、住民票上の住所大阪府豊中市服部本町３丁目９番10―206号（前住所）大阪府豊中市浜１丁目15番８号
債務者　田中　雅彦
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３４６号
大阪府東大阪市上四条町22番16号
債務者　竹林　琴子（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４９４号
大阪府東大阪市横沼町３丁目３番３号　312号
債務者　カラオケオンステージ橘　大西大輔こと　福條　大輔
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５００号
大阪市北区豊崎７丁目７番７―205号、前住所大阪市北区中津３丁目25番２―703号
債務者　今井みゆき
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５０５号
大阪市西成区玉出東１丁目９番18号ＩＢ玉出503
債務者　橋本　靖至
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５１６号
大阪府茨木市西河原２丁目12番704号
債務者　中川　英雄
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５１７号
大阪府茨木市西河原２丁目12番704号
債務者　中川　一美
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５７６号
大阪市大正区鶴町２丁目12番３―101号
債務者　松尾　巖
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７３９号
大阪府四條畷市中野本町３番30号　植村ハイツ201、前住所大阪府四條畷市南野６丁目９番28号　グリーンハイツ102
債務者　北本　直美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８７０号
大阪府交野市私市２丁目35番７号
債務者　富永　智子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部